

ご利用は **無料** です

従業員50人未満の事業者・従業員の皆様へ

# 地域産業保健センターを ご利用ください

地域産業保健センターは、産業保健総合支援センターの地域窓口として、労働者50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。労働者の健康管理に、ぜひご活用ください。



地域産業保健センターの利用には事前の申し込みが必要です。また利用回数には制限がありますので、あらかじめご了承ください。

独立行政法人労働者健康安全機構

**埼玉産業保健総合支援センター**

TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-5-19 あけぼのビル3F

<https://saitamas.johas.go.jp>

ご利用いただける日時

午前8時30分～午後5時15分(月～金曜日) 休日:毎土・日・祝 年末年始



## 地域産業保健センター(地域窓口)をご活用ください

地域窓口(地域産業保健センター)では、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者に対して、次の事業を原則として無料で提供しています。

### 健康診断の結果についての 医師からの意見聴取

労働安全衛生法第66条の4により、事業者は、有所見者(異常の所見があると診断された労働者)に対して、健診結果について医師等の意見を聴かなければなりません。地域産業保健センターでは、医師から、就業に関する意見や、健康保持増進のための対応策を聴く事ができます。

### 事業場訪問による 健康相談・講話の実施

医師や保健師等が事業場を訪問し、健康相談や健康講話を実施します。(講話例:熱中症対策、感染症対策など)  
オンラインによる実施も可能です。

### 高ストレス者や長時間労働者に対する 医師による面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外・休日労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を実施します。

### 産業保健の専門家による 職場巡視の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理等の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

### 労働者の健康管理 (メンタルヘルスを含む)に係る 相談対応

医師または保健師が、不調を感じている労働者に対して、相談・助言を行います。

#### ■申込方法

##### ◎ インターネットでのお申込み

埼玉産業保健総合支援センター「地域産業保健センター」の利用申込フォームよりお申込みください。

##### ◎ FAXでのお申込み

裏面の「利用申込書」に必要事項をご記入頂き、送信してください。  
(FAX: 048-829-2660)

**浦和**

**地域産業保健センター** TEL 048-824-6842

所在地 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 6-4-18 浦和医師会内

対象地域 さいたま市浦和区・桜区・南区・緑区

**与野**

**地域産業保健センター** TEL 048-852-6149

所在地 〒338-0003 さいたま市中央区本町東 4-4-3 さいたま市与野医師会内

対象地域 さいたま市中央区

**朝霞**

**地域産業保健センター** TEL 048-464-4666

所在地 〒351-0011 朝霞市本町 1-7-3 朝霞地区医師会内

対象地域 朝霞市、新座市、志木市、和光市

**川口**

**地域産業保健センター** TEL 048-225-0933

所在地 〒332-0012 川口市本町 4-1-8 川口センタービル 4F 川口市医師会内

対象地域 川口市、蕨市、戸田市

**大宮**

**地域産業保健センター** TEL 048-651-5050

所在地 〒331-8689 さいたま市北区東大成町 2-107 大宮医師会内

対象地域 さいたま市大宮区・北区・西区・見沼区、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市（旧川里町を除く）、伊奈町

**熊谷**

**地域産業保健センター** TEL 048-829-2661 (受付：埼玉産業保健総合支援センター)

所在地 〒350-0036 本庄市西五十子 216-9 倉田社会保険労務士事務所内

対象地域 熊谷市、深谷市、本庄市、寄居町、美里町、上里町、神川町

**川越**

**地域産業保健センター** TEL 080-7624-6395

所在地 〒350-0036 川越市小仙波町 2-53-1 川越市医師会内

対象地域 川越市、富士見市、ふじみ野市、鶴ヶ島市、坂戸市、東松山市、三芳町、川島町、毛呂山町、吉見町、鳩山町、越生町、滑川町、嵐山町、ときがわ町、小川町、東秩父村

**春日部**

**地域産業保健センター** TEL 080-4380-3880

所在地 〒344-0064 春日部市南 1-1-7 東部地域ふれあい拠点施設 6階 春日部市医師会内

対象地域 春日部市、さいたま市岩槻区、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、蓮田市、幸手市、久喜市、松伏町、杉戸町、宮代町、白岡町

**所沢**

**地域産業保健センター** TEL 04-2992-8026

所在地 〒359-0025 所沢市上安松 1224-7 所沢市医師会内

対象地域 所沢市、入間市、飯能市、日高市、狭山市

**行田**

**地域産業保健センター** TEL 048-556-8040

所在地 〒361-0066 行田市大字上池守 44 行田市医師会内

対象地域 行田市、羽生市、加須市、鴻巣市の内旧川里町（赤城、赤城台、新井、上会下、北根、屈巢、境、関新田、広田）

**秩父**

**地域産業保健センター** TEL 0494-23-2149

所在地 〒368-0032 秩父市熊木町 2-19 秩父郡市医師会内

対象地域 秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野町、長瀬町

健康相談・面接指導・利用申込書

事業場	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	(男：          人)	(女：          人)	(計：          人)
	事業内容			
	代表者	職名：		
		氏名：		
	担当者	職名：		
	氏名：			
	電話：	FAX：		
企業の情報*	企業名	(                                  )		
	労働者数	(                  人)		
	産業医数	(                  人)		
	うち 総括産業医	(          有          無          )		
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談 (脳・心臓疾患リスク者保健指導)	(対象者	名)	(          名)
	2 健康相談 (メンタルヘルス不調者相談・指導)	(対象者	名)	(          名)
	3 健康相談 (ストレスチェック相談・指導)	(対象者	名)	(          名)
	4 健康相談 (その他)	(対象者	名)	(          名)
	5 健康診断の結果についての医師の意見聴取	(対象者	名)	(          名)
	6 長時間労働者に対する面接指導	(対象者	名)	(          名)
	7 高ストレス者に対する面接指導	(対象者	名)	(          名)
	8 その他 (                                  )	(対象者	名)	(          名)
事業場訪問	1 希望する	2 希望しない		
その他連絡事項等				

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。  
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)  
 ※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。  
 ※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。  
 ※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。  
 ※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2 (例) を使用すること。

※下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

チェック欄	
はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 上記に相違ありません。